

埼玉県官民連携アドバイザー制度設置要綱

第1 目的

限られた人材や財源の中で、複雑・多様化する行政課題に的確に対応していくためには、民間の知恵やアイデア、創意工夫を行政サービスに生かす官民連携が求められる。よって、官民連携に関する豊富な知見や様々なネットワークを持つ官民連携アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）から専門的な助言を受け、効果的な官民連携事業の創出につなげることを目的とする。

第2 事務局

アドバイザーの事務局（以下「事務局」という。）は行政・デジタル改革課とする。

第3 指名要件

アドバイザーとして指名する者は、以下の全ての要件を満たすものとする。

- （１） 県の官民連携の取組において、経験やスキルを生かして支援する意欲があること。
- （２） 地方自治体を支援することができる経験やスキルを持っていること。
- （３） その他事務局が定めた要件を満たすこと。

第4 活動の手続

- 1 事務局は支援対象となる事業に応じ、アドバイザーを指名する。
- 2 アドバイザーとして指名された者は、「様式：官民連携アドバイザー活動シート」（以下「活動シート」という。）のほか、事務局が求める書類に必要事項を記入の上、事務局に提出するものとする。

第5 活動期間

活動期間は通知された日から翌3月31日までとする。

第6 報酬

アドバイザーには事務局が指定した業務を行うごとに定める額の報酬を支払う。

第7 留意事項

アドバイザーは、業務において知り得た秘密を第三者に漏らし、又は業務以外の目的に利用してはならない。業務が終了した後においても同様とする。

第8 指名の変更、辞退

アドバイザーは、活動シートの記載事項に変更が生じた場合又は指名の辞退を希望する場合、事務局に申し出るものとする。

第9 活動シートの記載事項の確認等

- 1 事務局は、必要に応じ、アドバイザーに対して活動シートの記載事項について確認を行うことができる。
- 2 事務局は、アドバイザーについて、次の各号のいずれかに該当すると認められるとき

は、指名を取り消すことができる。その場合は、（３）に該当する場合を除き、速やかにその旨を当該アドバイザーへ通知するものとする。

- （１） 活動シートの記載事項に虚偽があることが判明した場合。
- （２） アドバイザーに公序良俗に反する行為等が判明し、指名がふさわしくないと認められる場合。
- （３） アドバイザーと連絡が取れなくなった場合。

附則 この要綱は、令和２年３月９日から施行する。

附則 この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附則 この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附則 この要綱は、令和５年４月１日から施行する。